

平成25年12月17日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 西岡勇人

平成25年(行コ)第11号教科書採択無効確認等請求控訴事件(原審・松山地方
裁判所平成22年(行ウ)第2号)

判

決

愛媛県今治市

控訴人(1審原告)

愛媛県今治市

控訴人(1審原告)

愛媛県今治市

控訴人(1審原告)

上記3名訴訟代理人弁護士

愛媛県今治市

控訴人(1審原告)

愛媛県今治市

控訴人(1審原告)

愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1

被控訴人(1審被告)

今 治 市

代表者市長

菅 良 二

指定代理人

同

同所

被控訴人(1審被告)

今 治 市 長

菅 良 二

同所

被控訴人(1審被告)

今 治 市 教 育 委 員 会

代表者委員長

西 原 透

指定代理人

同

同所

被控訴人（1 審被告）

今治市教育委員会事務局総務
課長

同所

被控訴人（1 審被告）

今治市教育委員会事務局学校
教育課長

同所

被控訴人（1 審被告）

今治市総務部契約課長

被控訴人ら訴訟代理人弁護士

主

文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 公金支出行為の無効確認

- (1) 被控訴人今治市長，被控訴人今治市教育委員会及び被控訴人今治市教育委員会事務局学校教育課長が，中学校用教科用図書扶桑社版歴史教科書及び同社版公民教科書並びに同三省堂版 1 年～3 年用国語教科書の採択に際し，小田道人司，高橋実樹，井門裕彦，藤井信子及び西本宥法に対して配付した原判決添付別紙 1（本件複写費用計算表）の番号 1 ないし 8 の「資料名」欄記

載の各資料の複写費用として、当該「金額」欄記載の金員を支出した行為が無効であることを確認する。

- (2) 被控訴人今治市長，被控訴人今治市教育委員会及び被控訴人今治市教育委員会事務局総務課長が，平成21年8月27日開催の第15回教育委員会のための報酬として，原判決添付別紙2（本件報酬額計算表）の番号1ないし5の「支払の相手方」及び「報酬額」の各欄記載のとおり，金員を支出した行為が無効であることを確認する。
- (3) 被控訴人今治市長，被控訴人今治市教育委員会及び被控訴人今治市総務部契約課長が，原判決添付別紙3（本件図書購入費用計算表）の番号1ないし8の「書籍名」欄記載の教科用図書及びその教師用指導書の購入費用として，当該「金額」欄記載の金員を支出した行為が無効であることを確認する。

3 賠償命令に係る怠る事実の違法確認

被控訴人今治市長，被控訴人今治市教育委員会，被控訴人今治市教育委員会事務局学校教育課長，被控訴人今治市教育委員会事務局総務課長及び被控訴人今治市総務部契約課長が，後記5記載のと通りの賠償の命令を怠ることが違法であることを確認する。

4 地方自治法242条の2第1項4号本文に係る請求

- (1) 被控訴人今治市長は，菅良二，今治市教育委員会及び _____ に対して，1050円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を連帯して支払うよう請求せよ。
- (2) 被控訴人今治市長は，菅良二，今治市教育委員会及び _____ に対して，22万4774円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を連帯して支払うよう請求せよ。
- (3) 被控訴人今治市長は，菅良二，今治市教育委員会及び _____ に対して，153万2153円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を連帯して支払うよう請求せよ。

5 地方自治法242条の2第1項4号ただし書に係る請求

- (1) 被控訴人今治市長は、小田道人司、高橋実樹、井門裕彦、藤井信子及び西本宥法に対し、それぞれ、210円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の賠償の命令をせよ。
- (2) 被控訴人今治市長は、小田道人司、高橋実樹、井門裕彦、藤井信子及び西本宥法に対し、それぞれ、原判決添付別紙2（本件報酬額計算表）の該当する「報酬額」欄記載の金員及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の賠償の命令をせよ。
- (3) 被控訴人今治市長は、小田道人司、高橋実樹、井門裕彦、藤井信子及び西本宥法に対し、連帯して、153万2153円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の賠償の命令をせよ。

6 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人らの負担とする。

7 仮執行宣言

第2 事案の概要

1 本件は、今治市の住民である控訴人らが、①被控訴人今治市教育委員会が平成21年8月27日にした中学校用教科用図書（扶桑社版の歴史教科書及び公民教科書並びに三省堂版1年ないし3年用の国語教科書。以下「本件教科書」という。）に係る採択（以下「本件採択」という。）の無効確認請求、②本件採択の取消請求（上記①の予備的請求）、③本件教科書等を本件採択の対象から除外するなどの必要な措置を怠った事実の違法確認請求、④前記第1の2(1)ないし(3)の各公金支出（以下「本件各公金支出」という。）行為の無効確認、⑤後記⑦の賠償命令を怠る事実の違法確認請求、⑥地方自治法242条の2第1項4号本文に係る損害賠償の請求を求める請求、⑦同号ただし書に係る賠償命令を求める請求をした事案である。

原審は、上記①ないし⑦について、⑥のうち控訴人らの被控訴人今治市長に対する地方自治法242条の2第1項4号本文に係る請求（ただし、今治市教

育委員会への損害賠償の請求をすることを求める部分を除く。)に係る部分を除く訴えをいずれも却下し、上記請求部分を棄却したところ、控訴人らは、上記④ないし⑦に係る部分(ただし、上記⑥及び⑦については、被控訴人今治市長に対する請求に係る部分に限る。)を不服として控訴し、前記第1のとおり
の判決を求めた。

- 2 本件における当事者の主張は、次項のとおり当審における控訴人らの追加的主張を付加するほか、原判決「事実及び理由」第2の2及び3のとおりであるから、これを引用する(ただし、前項記載①ないし③の請求並びに同⑥及び⑦のうち被控訴人今治市長以外の被控訴人ら[被控訴人今治市教育委員会、同今治市教育委員会事務局学校教育課長、同今治市教育委員会事務局総務課長、同今治市総務部契約課長]に対する請求のみに係る部分を除く。なお、略語については原判決のそれに従う。))。

3 当審における控訴人らの追加的主張

原審は、被控訴人らの主張を確定せずに第5回口頭弁論期日において口頭弁論を終結し、控訴人らの申立てにもかかわらず口頭弁論を再開しなかったことにつき、手続に審理不尽の違法があるから、原判決は取り消されるべきである。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人らの本件訴えは、控訴人らの被控訴人今治市長に対する地方自治法242条の2第1項4号本文に係る請求(ただし、今治市教育委員会への損害賠償の請求をすることを求める部分を除く。)に係る部分を除き、いずれも不適法であるから却下すべきであり、上記請求はいずれも理由がないから棄却すべきであると判断する。その理由は、以下のとおり付加訂正し、次項のとおり当審における控訴人らの追加的主張に対する判断等を加えるほか、原判決「事実及び理由」第3の3及び6ないし8のとおりであるから、これを引用する。

原判決14頁11行目から12行目にかけての「認められないし」の後

に「（なお、控訴人らが当審において提出する甲 7 4 ないし 7 8 は、本件教科書の検定の有効性を否定すべき事情があることを何ら裏付けるものではなく、本件における判断を左右しない。）」を加える。

原判決 1 4 頁 1 5 行目の「甲 5 9」の後に「，弁論の全趣旨」を加える。

原判決 1 5 頁 1 5 行目の「そうすると，同事務局総務課が」を「以上のとおりの本件要求決定の性質及び教育委員会事務局内部の事務処理上の区分として定められた分掌事務の趣旨からすれば，教育委員会事務局の部局のうち総務課が」と改める。

原判決 1 6 頁 6 行目の冒頭に「控訴の趣旨 3 項に係る請求が，地方自治法 2 4 2 条の 2 第 1 項 3 号に基づき被控訴人今治市長が小田道人司外 4 名（以下「小田ら」という。）に対する賠償命令を行わないことの違法確認を求め，同 5 項に係る請求が，同条項 4 号ただし書に基づき被控訴人今治市長に対する小田らへの賠償命令を行うことを求める請求であることは，その文言上からも，また原審において「訴状の補正について」として行われた裁判所の指示等を含む原審の審理経過からも明らかであるところ，」を加える。

原判決 1 6 頁 1 4 行目の冒頭から 1 8 行目の末尾までを以下のとおり改める。

「そうすると，本件訴えのうち控訴の趣旨 5 項に係る訴えは，同法 2 4 2 条の 2 第 1 項に列举された住民訴訟の類型に該当する訴えであるとはいえず，不適法というべきであるし，そうである以上，小田らに対する賠償命令に関する不作為はおよそ「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に該当するとはいえないから，その違法確認を求める訴え（控訴の趣旨 3 項に係る訴え）も不適法というべきであり，いずれも却下を免れない。」

2 控訴人らは，原審の審理手続が違法である旨主張するが，本件事案の内

容等に鑑みて本件全記録を精査しても、原審の審理手続に違法があるとは認められず、この点の控訴人らの主張は採用できない。

控訴人らが当審においてその他る主張するところも、いずれも独自の見解に基づくものであって採用できず、又は本件各公金支出につき財務会計法規上の義務に違反する違法性を認めるに足りるものではないというほかない。

3 その他、原審及び当審における当事者提出の各準備書面記載の主張に照らし、原審で提出、援用された全証拠を改めて精査しても、引用に係る原判決を含め、当審の認定、判断を覆すほどのものはない。

4 以上によれば、本件控訴はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

(口頭弁論終結日 平成25年10月11日)

高松高等裁判所第4部

裁判長裁判官 三 木 勇 次

裁判官 池 町 知 佐 子

裁判官 大 嶺 崇